

令和6年度 古平町地域おこし協力隊募集要項（農林業推進員）

古平町は北海道の西側、札幌から車で約1時間半の場所に位置する、人口2,700人ほどの小さな町です。本町では総面積の約90%が山林であり豊かな自然を有する一方で、農林業従事者の高齢化や担い手不足等により地域産業はもとより、集落機能を維持することが困難な状況になることが懸念されています。

こういった状況の中、地域の新しい担い手として農林業に興味があり、将来的に就農や林業等での起業などを目指す方を「古平町地域おこし協力隊」として募集します。

1. 募集人数

1名程度

2. 活動内容

地域おこし協力隊として、次に掲げる農業又は林業活動に取り組んでもらいます。なお、活動の詳細については、町と協議の上決定します。

【農業】

- (1) 町内農家に対する支援活動
- (2) 就農に必要な栽培技術等の習得に係る研修
- (3) 新規就農者募集活動への協力
- (4) 有害鳥獣駆除・被害防止に関する活動
(資格不問 希望者は猟銃免許などは隊員の活動期間内で取得可能)
- (5) ふるさと納税の農産品のPR活動
- (6) その他、新規就農等に向けて必要な活動

【林業】

- (1) 古平町の森林の有する多面的機能を発揮させるための活動
- (2) 森林の持続可能な利用を推進する活動
- (3) 木育事業などを通じた脱炭素化に向けた活動
- (4) 地場産木材を利用した新たな商品開発の企画
- (5) その他、林業等での起業に向けて必要な活動

【共通】

- (1) 地域おこしの提案と実践
- (2) 隊員同士の連携・協働活動
- (3) 地域活動（行事）への参加及び支援

3. 募集要件

次の要件を全て満たす方とします。

- (1) 三大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎地域以外）から古平町に住民票を異動し、古平町に居住できる方
※現在のお住まいが三大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎地域以外）に該当するかは総務省の地域おこし協力隊 HP 掲載「地域要件確認表」をご参照下さい。
ご不明の場合はお問合せください。
- (2) 心身ともに健康で、地域の活性化に意欲と熱意があり、地域住民とともに積極的に地域協力活動等に取り組むことができる方
- (3) 自動車運転免許を所持し、実際に運転ができる方
- (4) 地方公務員法第 16 条の欠格条項に該当しない方
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でない方
- (6) 賠償責任保険及び傷害保険又は同等の保険に加入し、活動中に賠償事故やケガなどがあった場合、当該保険を充てることができる方
- (7) Word・Excel 等のパソコン作業及び SNS を活用できる方

【農業】

- (8) 委託期間終了後、町内に定住し、就農する意欲のある方
- (9) 就農時に必要となる自己資金を用意できる方

【林業】

- (10) 委託期間終了後、町内に定住し、林業等での起業する意欲のある方

4. 活動条件

1 日当たり原則 7 時間 45 分、月 20 日間の活動としていますが、町と隊員で協議の上、決定することとします。

5. 身分及び委託期間

- (1) 古平町地域おこし協力隊設置要綱に基づき、町と業務委託契約を締結します。
町や町内農家との雇用関係はありません。
- (2) 契約締結日は最短着任可能日を考慮して令和 6 年 8 月 1 日～令和 6 年 10 月 1 日の間のいずれかの日を予定しています。（応相談）
- (3) 委託期間は契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日までとしますが、活動状況や実績を勘案し、最長 3 年間まで委託期間を延長します。

6. 委託料等

(1) 月額 300,000 円

(2) 活動経費 年額上限 1,600,000 円

活動に要した次の経費に対し、予算の範囲内で次のとおりお支払いします。

- ① 住居借上費 家賃月額の2分の1とし、月額30,000円を上限とします。
- ② 傷害保険 月額2,500円を上限とします。(民間の保険に加入する場合のみ)
- ③ 活動車両費 月額15,000円とします。

自家用車(任意保険加入済)もしくは借上車両(隊員自身が借上げ)に関する経費

④ 通信費 月額5,000円を上限とします。

電話やインターネットの使用に関する経費

⑤ その他、地域協力活動等に必要となる経費 年間総額970,000円程度

隊員の活動や研修に関する経費、町外活動における旅費(公共交通の運賃)など

※上記金額は、消費税及び地方消費税を含みます。

※上記金額は、地域協力活動等に月20日程度従事した場合の金額であり、自己都合で副業を選択した場合は、従事日数により、委託料等を減額します。

7. その他

(1) 国民健康保険、国民年金及び傷害保険などは隊員自身で加入する必要があります。

(2) 地域協力活動等に支障のない範囲で副業を行うことが可能です。

ただし、副業を行い、活動に支障が出る場合は、委託契約の継続について協議させていただきます。

(3) 「古平町地域おこし協力隊員設置要綱」第8条の各号のいずれかに該当する場合は、委託期間中であっても委託契約を解除することがあります。

8. 応募方法

(1) 応募期間

令和6年6月26日(水)から令和6年9月30日(月)まで

※応募状況によっては早期に締め切ることがあります。

(2) 応募書類

下記の書類を応募期間内に郵送(必着)または持参してください。

なお、提出された書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

- ① 地域おこし協力隊応募申込書(様式第1号) ※町HPに掲載
- ② 履歴書(古平町地域おこし協力隊エントリーシート)
- ③ 住民票の写し(令和6年6月26日(水)以降に交付されたもの)
- ④ 自動車運転免許証の写し

(3) 応募・問合せ先

〒046-0192 北海道古平郡古平町大字浜町 50 番地

企画課企画防災係 担当：山貝・山本

TEL：0135-48-9836 FAX：0135-42-3583

Mail：kikaku.sct@town.furubira.lg.jp

9. 選考方法

(1) 第1次選考：書類審査

応募書類を審査し、選考結果を応募者全員にメール及び文書で通知します。

(2) 第2次選考：個別面接

第1次選考の通過者を対象に、個別面接を実施します。

(オンライン又は古平町内で実施(交通費は自己負担))

※個別面接の日程、実施方法は第1次選考の通過者と相談の上、決定いたします。

(3) 最終選考結果

第2次選考者全員にメール及び文書で通知します。

※選考経過についての問合せには応じません。